

令和 8 年度第 1 回岡山県子ども・若者未来会議資料

幼保連携型認定こども園の設置認可関係資料

岡山県子ども・福祉部指導監査課

— 目 次 —

幼保連携型認定こども園について（概要等）・・・・・・・・・・ 1

幼保連携型認定こども園教育・保育要領・・・・・・・・・・ 3

岡山県内の認定こども園の設置状況・・・・・・・・・・ 4

幼保連携型認定こども園 認可申請調書

 さくらが丘こども園・・・・・・・・・・ 9

幼保連携型認定こども園の

設置及び運営の基準を定める条例の概要（認可基準）・・・・・・・・ 1 4

就学前の子どもに関する

教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）・・・・ 2 1

幼保連携型認定こども園について

	主な内容
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 指定都市・中核市に権限を委譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令→事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令→事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）地方公共団体の長が事務の管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携以外の類型の認定こども園（幼稚園型・保育所型・地方裁量型）についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員→必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等→任意配置

	（続き）
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	（公立）研修の充実が図られる（教育基本法第9条）、研修機会の付与、職専免研修等 （私立）研修の充実が図られる（教育基本法第9条）
政治的行為の制限	（公立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法第14条第2項） 〔教員〕国家公務員と同様の制限（所属地方公共団体内外にかかわらず制限） （私立）〔施設〕政治教育その他の政治行為の禁止（教育基本法第14条第2項）
評価・情報公開	自己評価→義務 関係者評価・第三者評価→努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	従前の幼稚園・保育所と同等の税制措置

（主な経過措置）

- ・平成27年4月の改正認定こども園法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することが原則だが、令和11年度末（副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭は令和8年度末）までは、いずれか一方を有していれば、保育教諭となることができる。
- ・幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得について、令和11年度末までは、保育所、幼稚園、認定こども園等における勤務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数等が軽減される。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較（主なもの）

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校（幼稚園＋保育所機能）	児童福祉施設（保育所＋幼稚園機能）	幼稚園機能＋保育所機能
職員の性格	保育教諭（幼稚園教諭＋保育士資格）	満３歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満３歳未満→保育士資格が必要	満３歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満３歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、２・３号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満３歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満３歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	２・３号子どもに対する食事の提供義務 自演調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）	２・３号子どもに対する食事の提供義務 自演調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）	２・３号子どもに対する食事の提供義務 自演調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）	２・３号子どもに対する食事の提供義務 自演調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定されました。

この教育・保育要領について、主な内容を紹介します。

※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行うこととされています。

■教育及び保育の基本及び目標

- 乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うものであること基本とする。
- 園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者と共に園児を健やかに育成するものとする。

■五つの領域

領 域	ねらい及び内容
【健 康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定 ねらい: 生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼保連携型認定こども園における生活全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。 内 容: ねらいを達成するために指導する事項。園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること。
【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人のかかわる力を養う。	
【環 境】 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	
【言 葉】 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。	
【表 現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	

■教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等

- 毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、発達の程度や季節などに配慮すること。
- 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮すること。
- 指導計画の策定にあたっては障害のある園児の指導や小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容等に配慮すること。

■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 生活の連続性やリズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じ、教育及び保育の内容や展開について工夫すること。
- 教育及び保育の環境の構成にあたっては、満3歳未満と満3歳以上の発達の特性などを踏まえるとともに、異年齢交流の機会を組み合わせるなど工夫すること。
- 園児の保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たっては、保護者自らの子育てを実践する力を高める観点に立つて行うこと。

要領及び解説書は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

WEB URL: <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

※子ども・子育て支援新制度ハンドブック
施設・事業者向け（平成27年7月改訂版）より抜粋

岡山県内の認定こども園の設置状況

1 岡山いきいき子ども・若者プラン2025における目標設置数

＜目標設置数、設置時期の基本的な考え方＞

- ・市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容が設定されていることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とする。

	設置済み数 (R6.4.1時点)	目標設置数				
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
県合計	200	213	222	227	230	231

2 設置状況(R8.4.1時点)

所在地	施設名	類型	設置主体		定員	認定年月日
岡山市	認定こども園 就実こども園	幼稚園型	私	(学)就実学園	172	H24.4.1
岡山市	中山認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	150	H27.4.1
岡山市	御津金川認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	125	H27.4.1
岡山市	太伯認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	145	H27.4.1
岡山市	灘崎認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	185	H27.4.1
岡山市	岡南認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	200	H28.4.1
岡山市	岡北学園	幼保連携型	私	(福)岡北福祉会	120	H28.4.1
岡山市	若草幼児舎	幼保連携型	私	(福)佳日会	255	H28.4.1
岡山市	認定こども園 白ゆり	幼保連携型	私	(福)白ゆり会	145	H28.4.1
岡山市	めぐみ幼保連携型認定こども園	幼保連携型	私	(福)旭東愛児会	135	H28.4.1
岡山市	めぐみ第二幼保連携型認定こども園	幼保連携型	私	(福)旭東愛児会	45	H28.4.1
岡山市	建部認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	85	H29.4.1
岡山市	御南認定こども園	幼保連携型	私	(福)橘会	220	H29.4.1
岡山市	こども園 城東チャイルドセンター	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	115	H29.4.1
岡山市	南方岡山中央認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	235	H30.4.1
岡山市	千種認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	150	H30.4.1
岡山市	甲浦認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	160	H30.4.1
岡山市	興除認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	180	H30.4.1
岡山市	錦認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	175	H30.4.1
岡山市	弘西こども園	幼保連携型	私	(福)なかよし会	125	H30.4.1
岡山市	こじかこども園	幼保連携型	私	(福)宮川福祉会	105	H30.4.1
岡山市	ふたばこども園	幼保連携型	私	(福)宮川福祉会	85	H30.4.1
岡山市	とみやまこども園	幼保連携型	私	(福)宮川福祉会	85	H30.4.1
岡山市	第一吉備こども園	幼保連携型	私	(福)吉備福祉会	160	H30.4.1
岡山市	第二吉備こども園	幼保連携型	私	(福)吉備福祉会	107	H30.4.1
岡山市	江西桜こども園	幼保連携型	私	(福)桜会	230	H30.4.1
岡山市	伊島認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	180	H31.4.1
岡山市	認定こども園白ゆりの丘	幼保連携型	私	(福)白ゆり会	35	H31.4.1
岡山市	御南まんまるこども園	幼保連携型	私	(福)橘会	125	H31.4.1
岡山市	なのはなこども園	幼保連携型	私	(福)旭水会	105	H31.4.1
岡山市	旭川こども園	幼保連携型	私	(福)旭水会	162	H31.4.1
岡山市	柿の木こども園	幼保連携型	私	(福)岡北福祉会	125	H31.4.1
岡山市	ゆりかごこども園	幼保連携型	私	(福)温交会	135	H31.4.1
岡山市	ちとせ認定こども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	215	H31.4.1
岡山市	カナダこども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	90	H31.4.1
岡山市	しいのみこども園	幼稚園型	私	(学)のぞみ学園	60	H31.4.1
岡山市	第一ひかりこども園	幼稚園型	私	(学)ひかり学園	230	H31.4.1
岡山市	第二ひかりこども園	幼稚園型	私	(学)ひかり学園	335	H31.4.1
岡山市	今認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	185	R2.4.1
岡山市	鹿田認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	282	R2.4.1

岡山市	旭竜認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	195	R2.4.1
岡山市	宇野認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	210	R2.4.1
岡山市	グリーン長利こども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	115	R2.4.1
岡山市	高島おひさまこども園	幼保連携型	私	(学)大森学園	225	R2.4.1
岡山市	陵南認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	226	R3.4.1
岡山市	古都こども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	127	R3.4.1
岡山市	原尾島こども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	130	R3.4.1
岡山市	浮田とちのみこども園	幼保連携型	私	(福)のぞみ会	120	R3.4.1
岡山市	第三吉備こども園	幼保連携型	私	(福)吉備福祉会	130	R3.4.1
岡山市	ポエムこども園ひらつ	幼保連携型	私	(福)愛あい会	200	R3.4.1
岡山市	おおふくこども園	幼保連携型	私	(福)東光会	135	R3.4.1
岡山市	つしま幼稚園	幼稚園型	私	(学)大森学園	300	R3.4.1
岡山市	妹尾認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	215	R4.4.1
岡山市	庄内認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	205	R4.4.1
岡山市	さくらこども園	幼保連携型	私	(福)さくら福祉会	115	R4.4.1
岡山市	第二さくらこども園	幼保連携型	私	(福)さくら福祉会	90	R4.4.1
岡山市	野谷認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	72	R5.4.1
岡山市	幼保連携型認定こども園 妹尾保育園	幼保連携型	私	(福)同心会	135	R5.4.1
岡山市	政田開成認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	80	R6.4.1
岡山市	浦安芳泉認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	215	R6.4.1
岡山市	大元こども園	幼保連携型	私	(福)東光会	115	R6.4.1
岡山市	幼保連携型認定こども園 あんじゅの里	幼保連携型	私	(福)福寿会	135	R6.4.1
岡山市	じゅんせい認定こども園	幼保連携型	私	(福)順正福祉会	90	R6.4.1
岡山市	東岡山IPUこども園	幼保連携型	私	(福)元気の泉	318	R6.4.1
岡山市	竜之口こども園	幼保連携型	私	(福)岡山幸風会	110	R6.4.1
岡山市	竜之口わかばこども園	幼保連携型	私	(福)岡山幸風会	70	R6.4.1
岡山市	豊こども園	幼保連携型	私	(福)旭東愛児会	105	R6.4.1
岡山市	つきのさとこども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	110	R6.4.1
岡山市	福田こども園	幼保連携型	私	(福)同心会	145	R6.4.1
岡山市	あしもり認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	95	R7.4.1
岡山市	西大寺認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	300	R7.4.1
岡山市	蓮昌寺こども園	幼保連携型	私	(福)あおい福祉会	119	R7.4.1
岡山市	岡山博愛会認定こども園	幼保連携型	私	(福)岡山博愛会	105	R7.4.1
岡山市	ならの木こども園	幼保連携型	私	(福)東光会	105	R7.4.1
岡山市	もみの木こども園	幼保連携型	私	(福)子育てサポートもみの木	81	R7.4.1
岡山市	京山こども園	幼保連携型	私	(福)岡北福祉会	110	R7.4.1
岡山市	馬屋下まんまるこども園	幼保連携型	私	(福)橘会	40	R7.4.1
岡山市	加茂こども園	幼保連携型	私	(福)染和会	90	R7.4.1
岡山市	内山下幼稚園	幼稚園型	私	(学)内山下保育会	210	R7.4.1
岡山市	撫川ちとせこども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	155	R8.4.1
岡山市	幡多認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	145	R8.4.1
岡山市	桃丘こども園	幼保連携型	私	(福)クムレ	40	R8.4.1
岡山市	きらめき六区こども園	幼保連携型	私	(福)つくし福祉会	100	R8.4.1
岡山市	芳明こども園	幼保連携型	私	(福)経山会	100	R8.4.1
岡山市	ひこさきこども園	幼保連携型	私	(福)中野社会福祉協会	145	R8.4.1
岡山市	旭操こども園	幼保連携型	私	(福)操陽会	80	R8.4.1
岡山市	朝日塾こども園	幼稚園型	私	(学)朝日学園	215	R8.4.1
岡山市	岡山聖園マリア幼稚園	幼稚園型	私	(学)みその学園	70	R8.4.1
岡山市	桃太郎こども園	幼保連携型	私	(福)三晃愛児会	157	R8.4.1

倉敷市	中洲認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	230	H27.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 小ざくら保育園	幼保連携型	私	(福)クムレ	309	H27.4.1
倉敷市	くらしき作陽大学附属認定こども園	幼保連携型	私	(学)作陽学園	147	H27.4.1
倉敷市	しおかぜ認定こども園	保育所型	私	(福)しおかぜ	105	H27.4.1
倉敷市	柳田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	150	H28.4.1
倉敷市	乙島東認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	105	H28.4.1
倉敷市	穂井田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	56	H28.4.1
倉敷市	認定こども園あさひ幼稚園	幼稚園型	私	(学)岡本学園	500	H28.4.1
倉敷市	三宝認定こども園	保育所型	私	(福)愛和福祉会	185	H28.4.1
倉敷市	琴浦西認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	180	H29.4.1
倉敷市	かわさきこども園	幼保連携型	私	(学)川崎学園	114	H30.4.1
倉敷市	認定こども園海星幼稚園	幼稚園型	私	(学)淳心学園	230	H30.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	幼保連携型	私	(福)愛育福祉会	105	H31.4.1
倉敷市	認定こども園竹中幼稚園	幼稚園型	私	(学)竹中学園	125	H31.4.1
倉敷市	認定こども園第二まこと幼稚園	幼稚園型	私	(学)誠之学園	270	H31.4.1
倉敷市	保育所型認定こども園のぞみ保育園	保育所型	私	(福)愛育会	165	H31.4.1
倉敷市	第五福田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	120	R2.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 遍照こども園	幼保連携型	私	(福)遍照会	175	R2.4.1
倉敷市	すぎのこ認定こども園	幼保連携型	私	(福)四ツ葉会	185	R2.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 たから保育園	幼保連携型	私	(福)たから会	115	R2.4.1
倉敷市	真備かなりや認定こども園	幼保連携型	私	(福)倉敷福德会	165	R2.4.1
倉敷市	かがやき認定こども園	保育所型	私	(福)愛和福祉会	215	R2.4.1
倉敷市	庄認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	180	R3.4.1
倉敷市	よしうら認定こども園	幼保連携型	私	(福)祥陽会	120	R3.4.1
倉敷市	小谷かなりや認定こども園	保育所型	私	(福)倉敷福德会	245	R4.4.1
倉敷市	堀南かなりや認定こども園	保育所型	私	(福)倉敷福德会	165	R4.4.1
倉敷市	西田認定こども園	保育所型	私	(福)向陽会	75	R4.4.1
倉敷市	八幡認定こども園	幼保連携型	私	(福)松園福祉会	120	R4.4.1
倉敷市	田の口認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	150	R5.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 連島こども園	幼保連携型	私	(福)遍照会	107	R5.4.1
倉敷市	あまきこども園	保育所型	私	(福)中野社会福祉協会	185	R5.4.1
倉敷市	ひまわり認定こども園	保育所型	私	(福)岡山厚生会	185	R5.4.1
倉敷市	帯江認定こども園	保育所型	私	(福)岡山厚生会	135	R5.4.1
倉敷市	保育所型認定こども園 ルンビニ保育園	保育所型	私	(福)金剛福祉会	102	R5.4.1
倉敷市	柏島認定こども園	保育所型	私	(福)心和会	90	R5.4.1
倉敷市	まきびの里認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	230	R6.4.1
倉敷市	認定こども園 まこと幼稚園	幼稚園型	私	(学)誠之学園	150	R6.4.1
倉敷市	ちゃやこども園	保育所型	私	(福)中野社会福祉協会	95	R6.4.1
倉敷市	笹沖認定こども園	保育所型	私	(福)粒栄会	125	R6.4.1
倉敷市	保育所型認定こども園浦田保育園	保育所型	私	(福)梅香会	155	R6.4.1
倉敷市	琴浦中認定こども園	保育所型	私	(福)王慈福祉会	75	R6.4.1
倉敷市	豊洲認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	160	R7.4.1
倉敷市	保育所型認定こども園 三和保育園	保育所型	私	(福)三和会	139	R8.4.1
津山市	勝北風の子こども園	幼保連携型	公	津山市	230	H28.4.1
津山市	幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園	幼保連携型	私	(学)しらゆり学園	254	H28.3.16
津山市	久米こども園	保育所型	私	(福)江原恵明会	155	H29.4.1
津山市	院庄さくらこども園	保育所型	私	(福)院庄さくらこども園	115	H29.4.1
津山市	認定こども園加茂保育園	保育所型	私	(福)郁々会	110	H31.4.1

玉野市	玉認定こども園	保育所型	公	玉野市	50	H25.4.1
玉野市	サンマリン認定こども園	保育所型	公	玉野市	120	H27.4.1
玉野市	八浜認定こども園	保育所型	公	玉野市	100	H28.4.1
玉野市	玉原認定こども園	保育所型	公	玉野市	110	H30.4.1
玉野市	大崎認定こども園	保育所型	公	玉野市	70	H31.4.1
玉野市	和田認定こども園	保育所型	公	玉野市	40	R8.4.1
笠岡市	笠岡認定こども園	幼保連携型	私	(福)摩耶会	90	H30.3.14
笠岡市	つばくろ認定こども園	幼保連携型	私	(福)みたけ会	125	H30.3.14
笠岡市	青空認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	90	R2.4.1
笠岡市	和光みらい園	幼保連携型	私	(福)和光園	230	R2.4.1
笠岡市	ひまわり認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	80	R4.4.1
笠岡市	金浦認定こども園	幼保連携型	私	(福)金浦保育園	60	R4.3.9
笠岡市	太陽の森認定こども園	幼保連携型	私	(福)和光園	70	R4.3.9
笠岡市	まやこども園	幼保連携型	私	(福)摩耶会	102	R4.3.9
笠岡市	新川こども園	幼保連携型	私	(福)笠岡市社会福祉事業会	80	R5.3.6
笠岡市	みのり認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	40	R6.4.1
笠岡市	あやめの杜認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	60	R6.4.1
笠岡市	にじいろ認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	40	R6.4.1
笠岡市	おひさま認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	90	R6.4.1
笠岡市	若竹こども園	幼保連携型	私	(福)大井福祉会	80	R6.3.12
総社市	きよね認定こども園	幼保連携型	公	総社市	250	H27.4.1
総社市	いじりの認定こども園	幼保連携型	公	総社市	250	H31.4.1
総社市	幼保連携型やまて認定こども園	幼保連携型	私	(福)進和福祉会	120	R6.3.12
高梁市	有漢こども園	幼保連携型	公	高梁市	100	H27.4.1
高梁市	川上こども園	幼保連携型	公	高梁市	120	H27.4.1
高梁市	成羽認定こども園	幼保連携型	公	高梁市	120	H31.4.1
高梁市	おちあいこども園	幼保連携型	私	(福)梁和会	95	R6.4.1
高梁市	高梁こども園	幼保連携型	公	高梁市	180	R7.4.1
高梁市	高梁中央こども園	幼保連携型	私	(福)梁和会	65	R8.4.1
新見市	上市認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H20.4.1
新見市	大佐認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H21.4.1
新見市	哲西認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H21.4.1
新見市	神代認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H22.5.1
新見市	熊谷認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H25.4.1
新見市	新見中央認定こども園	幼保連携型	公	新見市	130	H26.4.1
新見市	新見南認定こども園	幼保連携型	公	新見市	70	H29.4.1
新見市	哲多認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	R5.4.1
備前市	伊里認定こども園	幼保連携型	公	備前市	131	H22.4.1
備前市	片上認定こども園	幼保連携型	公	備前市	87	H25.4.1
備前市	三石認定こども園	幼保連携型	公	備前市	66	H26.4.1
備前市	吉永認定こども園	幼保連携型	公	備前市	149	H29.4.1
備前市	香登認定こども園	幼保連携型	公	備前市	90	H30.4.1
備前市	伊部認定こども園	幼保連携型	公	備前市	245	H31.4.1
備前市	東鶴山認定こども園	幼保連携型	公	備前市	45	H31.4.1
備前市	日生認定こども園	幼保連携型	公	備前市	158	R2.4.1
備前市	西鶴山認定こども園	幼保連携型	公	備前市	48	R6.4.1
備前市	香登認定こども園大内分園(休止)	幼保連携型	公	備前市	30	R6.4.1
瀬戸内市	長船ちとせこども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	100	H31.4.1
瀬戸内市	裳掛こども園	保育所型	公	瀬戸内市	50	R1.6.1
瀬戸内市	今城こども園	保育所型	公	瀬戸内市	121	R3.4.1
瀬戸内市	呂久ルンビニこども園	幼保連携型	私	(福)報恩会	100	R5.3.6
瀬戸内市	あいあいこども園	保育所型	私	(特非)あいあいの杜	82	R8.4.1
赤磐市	いちちょうの森こども園	幼保連携型	私	(福)岡山こども協会	90	H29.4.1
赤磐市	赤坂ひまわりこども園	保育所型	公	赤磐市	100	H29.10.1
赤磐市	あすなろこども園	幼保連携型	私	(福)岡山こども協会	215	R4.4.1

真庭市	落合こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H19.4.11
真庭市	美川こども園	幼保連携型	公	真庭市	90	H20.4.1
真庭市	勝山こども園	保育所型	公	真庭市	180	H24.4.1
真庭市	河内こども園	幼保連携型	公	真庭市	50	H26.4.1
真庭市	八束こども園	保育所型	公	真庭市	105	H26.4.1
真庭市	美甘こども園	保育所型	公	真庭市	60	H27.4.1
真庭市	湯原こども園	保育所型	公	真庭市	75	H27.4.1
真庭市	川上こども園	保育所型	公	真庭市	110	H27.4.1
真庭市	天の川こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H28.4.1
真庭市	久世こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H29.9.1
真庭市	北房こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H30.4.1
真庭市	米来こども園	幼保連携型	公	真庭市	50	R3.4.1
真庭市	木山こども園	保育所型	公	真庭市	80	R3.4.1
真庭市	星のこども園	保育所型	私	(一社)CRED	122	R6.4.1
美作市	湯郷こども園	幼保連携型	公	美作市	252	H30.4.1
美作市	むさしこども園	幼保連携型	公	美作市	103	R3.4.1
美作市	美作北こども園	幼保連携型	公	美作市	223	R3.4.1
美作市	英田こども園	幼保連携型	公	美作市	95	R7.4.1
浅口市	寄島こども園	幼保連携型	公	浅口市	112	H28.4.1
浅口市	金光学園こども園	幼保連携型	私	(学)金光学園	130	H28.3.16
浅口市	浅口はちまん認定こども園	幼保連携型	私	(福)松園福祉会	90	H29.3.16
浅口市	六条院こども園	幼保連携型	公	浅口市	140	H29.4.1
浅口市	聖華こども園	幼保連携型	私	(福)聖華会	77	H30.3.14
和気町	佐伯にこにこ園	幼保連携型	公	和気町	107	R6.4.1
和気町	和気にこにこ園	幼保連携型	公	和気町	211	R6.4.1
和気町	本荘にこにこ園	幼保連携型	公	和気町	232	R6.4.1
矢掛町	矢掛認定こども園	幼保連携型	公	矢掛町	230	R2.4.1
鏡野町	芳野こども園	保育所型	公	鏡野町	170	H25.4.1
鏡野町	かがみの中央こども園	保育所型	公	鏡野町	150	H29.4.1
奈義町	なぎっ子こども園	幼保連携型	公	奈義町	250	R6.4.1
吉備中央町	にこにこふたばこども園	幼保連携型	私	(福)加茂双葉会	20	H29.4.1
吉備中央町	吉備高原こども園	幼保連携型	公	吉備中央町	130	H30.4.1
吉備中央町	豊野こども園	幼保連携型	公	吉備中央町	60	R6.4.1
吉備中央町	大和こども園	幼保連携型	公	吉備中央町	45	R6.4.1
吉備中央町	円城こども園	幼保連携型	公	吉備中央町	45	R6.4.1

計227施設 [類型内訳]幼保連携型175、幼稚園型13、保育所型39 [公私内訳]公立105、私立122

※平成26年度以前に認定を受けた幼保連携型認定こども園については、認定こども園法の改正に伴い、平成27年度から、新制度の幼保連携型認定こども園（認定こども園法に基づく単一の認可）へ移行している。

3 令和8年度設置予定の認定こども園（県所管施設）

所在地	施設名（仮称）	類型	設置主体		定員 （予定）	移行前の施設
赤磐市	さくらが丘こども園	幼保連携型	私	社会福祉法人岡山こども協会	160	さくらが丘保育園から移行 R8.11

は、岡山県子ども・若者未来会議への意見聴取の対象施設。

※令和9年度設置予定の認定こども園については、現在調査中。

幼保連携型認定こども園 認可申請調書

区 分	内 容							
1 名称	さくらが丘こども園							
2 所在地	赤磐市桜が丘東6-6-704							
3 開設時期	令和8年11月1日							
4 新設／移行	保育所から移行		さくらが丘保育園 (S59.5.1 認可)					
5 設置者	社会福祉法人 岡山こども協会 (理事長：齊藤 歩)							
6 園長予定者	氏 名	平中 健						
	学校・児童福祉施設勤務歴	26年	保有資格	保育士、幼稚園教諭2種				
	備 考	さくらが丘保育園 園長 兼任 さくらが丘子育て支援センター 所長 兼任 放課後等デイサービスあんずの家 所長						
7 定員及び学級	定員160人 (学級数6学級)							
	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定					5人	5人	5人	15人
2号・3号認定	10人	20人	25人		30人	30人	30人	145人
学級数				学級	2学級	2学級	2学級	6学級
必要配置数	3.3人	7.5人		人	2人	4人		18人
	【参考】移行前保育園の状況 収容定員140人、在園児数128人 (R8.6現在)							
8 教職員組織	園長1名、副園長1名、教頭1名、主幹保育教諭2名、指導保育教諭1名、保育教諭19名、栄養士1名、調理員4名、看護師1名、事務員1名、保育支援員3名、保育補助員5名、学校医1名、学校歯科医1名、学校薬剤師1名、指導員3名 園児の教育・保育に直接従事する職員合計22名 (常勤換算20名)							
9 敷地・園庭	敷地面積 4086.27㎡ (無償貸与 (所有者：赤磐市))							
	園庭面積 1043.49㎡ (必要面積 722.5㎡)							

区 分	内 容																			
10 園舎・設備	園舎面積 1 2 3 5. 1 5㎡ （必要面積 8 5 2㎡） 構造： 鉄骨造2階建て（耐火建築物）																			
	設備面積																			
	<table><tr><th>必要設備</th><th>室数</th><th>現有面積</th><th>必要面積</th><th>適否</th></tr><tr><td>乳児室・ほふく室</td><td>1</td><td>109. 14㎡</td><td>82. 5㎡</td><td>適</td></tr><tr><td>保育室</td><td>7</td><td>285. 14㎡</td><td rowspan="2">257. 4㎡</td><td>適</td></tr><tr><td>遊戯室</td><td>1</td><td>163. 19㎡</td><td>適</td></tr></table>	必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否	乳児室・ほふく室	1	109. 14㎡	82. 5㎡	適	保育室	7	285. 14㎡	257. 4㎡	適	遊戯室	1	163. 19㎡	適
	必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否															
	乳児室・ほふく室	1	109. 14㎡	82. 5㎡	適															
保育室	7	285. 14㎡	257. 4㎡	適																
遊戯室	1	163. 19㎡		適																
その他の必置設備																				
■職員室、■保健室、■調理室、■便所、■飲料水用設備、 ■手洗用設備、■足洗用設備																				
11 教育及び保育の 目標（理念）	・法人設立の趣旨である「児童憲章」を根本の指針とし、児童の最善の利益が大切にされる社会の実現を希求する。 「児童は、人として尊ばれる」 「児童は、社会の一員として重んぜられる」 「児童は、よい環境のなかで育てられる」 すべてのこどもたちが大切にされ、その命が守られ、健やかに育てられる社会を実現するために、こどもを輪の中心として、保護者、地域、関係機関との連携協力を深め、教育・保育、子育て支援事業をすすめていくことを目標とする。 <教育・保育目標> 一人ひとりのこどもを見つめ、集団生活をとおして ○友だちを大切にし、共に育ち合う子 ○生き生きとした元気な子 ○自分で考え行動する子 を育てる																			
12 教育及び保育を 行う期間及び時間	教育標準時間（1号認定） <table><tr><td>教育週数</td><td>年間45週</td></tr><tr><td>基本開園日</td><td>月曜日～金曜日（但し国民の祝日に関する法律に定める休日を除く）</td></tr><tr><td>長期休業日</td><td>7月18日～8月31日 12月25日～1月6日 3月22日～3月31日 （夏季休業は赤磐市内の小学校等の夏季休業期間と同じとし、年度により変更することがある）</td></tr><tr><td>教育標準時間利用</td><td>9時00分～14時00分</td></tr><tr><td>預かり保育</td><td>教育時間後14時00分～18時00分 長期休業日 8時30分～18時00分</td></tr></table>	教育週数	年間45週	基本開園日	月曜日～金曜日（但し国民の祝日に関する法律に定める休日を除く）	長期休業日	7月18日～8月31日 12月25日～1月6日 3月22日～3月31日 （夏季休業は赤磐市内の小学校等の夏季休業期間と同じとし、年度により変更することがある）	教育標準時間利用	9時00分～14時00分	預かり保育	教育時間後14時00分～18時00分 長期休業日 8時30分～18時00分									
教育週数	年間45週																			
基本開園日	月曜日～金曜日（但し国民の祝日に関する法律に定める休日を除く）																			
長期休業日	7月18日～8月31日 12月25日～1月6日 3月22日～3月31日 （夏季休業は赤磐市内の小学校等の夏季休業期間と同じとし、年度により変更することがある）																			
教育標準時間利用	9時00分～14時00分																			
預かり保育	教育時間後14時00分～18時00分 長期休業日 8時30分～18時00分																			

区 分	内 容		
12 教育及び保育を行う期間及び時間 【続き】	保育標準時間、保育短時間（2号・3号認定）		
	開園日数	年間292日	
	基本開園日	月曜日～土曜日（但し国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日～1月3日を除く）	
	保育標準時間利用	基本保育時間	7時00分～18時00分
		延長保育時間	18時00分～20時00分
	保育短時間利用	基本保育時間	8時30分～16時30分
延長保育時間		7時00分～8時30分 16時30分～20時00分	
13 食事の提供	食事の提供方法 ■ 園内で調理する方法 □ 園内で調理する方法（調理業務を外部委託） □ 3歳以上の給食を園外で調理し、搬入する方法 1号認定の園児への食事の提供 ■ 有り □ 無し		
14 子育て支援事業			
	事業名	事業内容	
	子育て相談支援事業	<事業名1> 園開放 <開催頻度> 週5回（月～金） <利用料> 無料 <対象者> 未就園の地域在住の親子 <事業内容> 施設内に子育て支援室を設け、園開放を行い、交流の場を提供する。その際、利用者からの育児	

		相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。 <事業名 2> 相談事業 <開催頻度> 随時 <利用料> 無料 <対象者> 園児の保護者及び園開放利用者、地域住民等 <事業内容> こどもの養育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う。地域住民からの来園や電話等による相談にも応じ、必要であれば他機関につなぐ。 <事業名 3> 一時預かり事業（特別保育事業 一般型） <開催頻度> 月～金（開園日のみ） <利用料> 3歳未満児1日2,500円 3歳以上児1日1,500円 <対象者> 家庭での保育が一時的に困難となった地域のこども <事業内容> 子育て支援室にて、こどもの年齢や状況によって、同年齢クラスのこどもたちとの交流も行い、こどもの育ちに沿った教育・保育を受けられるようにすると共に、情緒の安定を図れるように配慮する。 <事業名 4> 地域の関係機関との連絡調整 <開催頻度> 随時 <対象者>
--	--	--

	援助を希望する保護者 <事業内容> 望ましい援助が受けられる他団体や機関、個人に適切につなぐことができるよう、双方の連絡及び調整を行い、よい方向に向かう手助けとなるようにする。 <事業名 5 > 情報の提供及び助言 <開催頻度> 随時 <事業内容> 地域の子育て支援の関係団体の連絡協議会に参加し、各機関の情報の 交換、資料収集を行い、子育て支援室に常備しておけるようにする。また、関係団体の提供サービスについても助言できるよう、随時連絡を取り合い、お互いの情報を共有する。
--	--

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の概要（認可基準）

条	規定する項目	概 要										
3 -2	虐待等の禁止	園の職員は、園児に対し、身体に外傷が生じ、又は生ずるおそれのある暴行を加えること等、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。										
4	学級編制	(1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。 (2) 1学級の園児の数は、30人以下を原則とする。 (3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則とする。										
5	職員の数等	(1) 配置が義務である職員 ① 園長 ② 主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭 ※保育教諭等の特例 ・専任の副園長又は教頭が兼ねることができる。 ・学級数の1／3の範囲内で、専任の助保育教諭又は講師を充てることができる。 ③ 調理員 ※調理員の特例 ・調理業務の全てを委託する場合は、調理員を置かないことができる。 (2) 配置が努力義務である職員 ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭 ③ 事務職員 (3) 保育教諭等の配置人数 ① 配置基準 <table><tr><th>園児の年齢区分</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>満1歳未満児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr><tr><td>満1歳以上満3歳未満児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr><tr><td>満3歳以上満4歳未満児</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr><tr><td>満4歳以上児</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr></table> ※配置基準の特例 ・教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、3歳児はR10.3.31までの間、おおむね20人につき1人、4歳以上児は当分の間、おおむね30人につき1人の職員配置とすることができる。	園児の年齢区分	配置基準	満1歳未満児	おおむね3人につき1人	満1歳以上満3歳未満児	おおむね6人につき1人	満3歳以上満4歳未満児	おおむね15人につき1人	満4歳以上児	おおむね25人につき1人
園児の年齢区分	配置基準											
満1歳未満児	おおむね3人につき1人											
満1歳以上満3歳未満児	おおむね6人につき1人											
満3歳以上満4歳未満児	おおむね15人につき1人											
満4歳以上児	おおむね25人につき1人											

条	規定する項目	概 要
5	職員の数等 (続き)	② 必要配置人数の算定方法 必要配置人数＝（0歳児の数×1／3） ＋ {（1歳児の数＋2歳児の数）×1／6} ＋（3歳児の数×1／15） ＋ {（4歳児の数＋5歳児の数）×1／25} ※年齢別に、園児数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下を切り捨て）、各々の数を合計した後に小数点以下を四捨五入する。 ③ 学級数との関係 3歳以上の園児については、前記①の配置基準により算出した人数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を必要配置人数とする。 ④ 園長が専任でない場合の職員配置 園長が専任でない場合は、上記②の算定方法により算定した人数に1人を加えた人数を配置する。
6	職員の知識及び技能の向上等	(1) 園の職員は、常に自己研さんに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 (2) 園の設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (3) 職員の研修には、園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する事項を盛り込まなければならない。【岡山県独自規定】
7	位置等	(1) 園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。 (2) 園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
8	園舎及び園庭	(1) 園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 (2) 園舎及び園庭は同一の敷地又は隣接する位置に設けることを原則とする。 (3) 園舎の構造 ① 2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは3階建以上とすることができる。 ② 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は園舎の1階に設けるものとする。ただし、次の要件を満たすときは、2階以上に設けることができる。

条	規定する項目	概 要																		
8	園舎及び園庭 (続き)	<乳児室等を2階以上に設けるための要件> <table><tr><th>階</th><th>要 件</th></tr><tr><td>2 階</td><td>1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている</td></tr><tr><td>3 階以上</td><td>1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている 4 その他条例で定める要件</td></tr></table> (4) 園舎の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。 ① 学級数に応じた面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面 積</th></tr><tr><td>1 学級</td><td>180㎡</td></tr><tr><td>2 学級以上</td><td>320㎡+100㎡× (学級の数－ 2)</td></tr></table> ② 満3歳未満の園児の数に応じた面積の合計 (ア+イ+ウ) ア 1.65㎡×満2歳未満のほふくをしない園児数 イ 3.3㎡×満2歳未満のほふくをする園児数 ウ 1.98㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数 (5) 園庭の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。 (①+②) ① 次のア及びイの面積のうち大きい方の面積 (アorイ) ア 学級数に応じた面積 <table><tr><th>学級数</th><th>面 積</th></tr><tr><td>2 学級以下</td><td>330㎡+30㎡× (学級の数－ 1)</td></tr><tr><td>3 学級以上</td><td>400㎡+80㎡× (学級の数－ 3)</td></tr></table> イ 満3歳以上の園児数に応じた面積 3.3㎡×満3歳以上の園児数 ② 満2歳以上満3歳未満の園児数に応じた面積 3.3㎡×満2歳以上満3歳未満の園児数	階	要 件	2 階	1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている	3 階以上	1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている 4 その他条例で定める要件	学級数	面 積	1 学級	180㎡	2 学級以上	320㎡+100㎡× (学級の数－ 2)	学級数	面 積	2 学級以下	330㎡+30㎡× (学級の数－ 1)	3 学級以上	400㎡+80㎡× (学級の数－ 3)
階	要 件																			
2 階	1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている																			
3 階以上	1 建築基準法上の耐火建築物 2 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 3 園児の転落事故防止設備が設けられている 4 その他条例で定める要件																			
学級数	面 積																			
1 学級	180㎡																			
2 学級以上	320㎡+100㎡× (学級の数－ 2)																			
学級数	面 積																			
2 学級以下	330㎡+30㎡× (学級の数－ 1)																			
3 学級以上	400㎡+80㎡× (学級の数－ 3)																			

条	規定する項目	概 要								
9	園舎に備えるべき設備	(1) 設置が義務である設備 ① 職員室 ② 乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもがいる場合に限る） ③ 保育室 ④ 遊戯室 ⑤ 保健室 ⑥ 調理室 ⑦ 便所 ⑧ 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 (2) 設備の特例 ① 職員室と保健室及び保育室と遊戯室 特別の事情があるときは、それぞれ兼用することができる。 ② 調理室（給食の外部搬入を行う場合） 満3歳以上の園児の給食を、園外で調理し、搬入する方法により行う場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、最低限の調理を行うために必要な加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。 ③ 調理室（給食を提供する園児数が少ない場合） 園内で調理する方法により給食を提供する園児数が20人未満の場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、園児に園内調理による給食の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。 (3) 面積基準 <table><tr><th>区分</th><th>面 積</th></tr><tr><td>乳児室</td><td>1.65㎡×満2歳未満のほふくしない園児数</td></tr><tr><td>ほふく室</td><td>3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数</td></tr><tr><td>保育室又は遊戯室</td><td>1.98㎡×満2歳以上の園児数</td></tr></table> (4) 設置が努力義務である設備 ① 放送聴取設備 ② 映写設備 ③ 水遊び場 ④ 園児清浄用設備 ⑤ 図書室 ⑥ 会議室	区分	面 積	乳児室	1.65㎡×満2歳未満のほふくしない園児数	ほふく室	3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数	保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数
区分	面 積									
乳児室	1.65㎡×満2歳未満のほふくしない園児数									
ほふく室	3.3㎡×満2歳未満のほふくする園児数									
保育室又は遊戯室	1.98㎡×満2歳以上の園児数									

条	規定する項目	概 要
10	園具及び教具	園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
11	教育及び保育を行う期間及び時間	(1) 毎学年の教育週数は、特別な事情がある場合を除き、39週以上とする。 (2) 一日当たりの標準的な教育時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。 (3) 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする園児については教育時間を含む。）は、一日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長が定める。
12	教科	園児の心身の状況によって履修することが困難な教科は、心身の状況に適合するように課さなければならない。
13	非常災害対策	(1) 園は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 (2) 園は、想定される非常災害の種別ごとに、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。 (3) 園は、前記の計画に従い、避難及び消火に係る訓練その他必要な訓練を、実効性を確保しつつ行わなければならない。 (4) 園は、訓練のうち避難及び消火に係る訓練を、毎月1回以上行わなければならない。【岡山県独自規定】
14	食事	(1) 保育を必要とする園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。 (2) 献立は、できるだけ変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有し、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 (3) 地域で生産された食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。【岡山県独自規定】 (4) あらかじめ作成された献立に従って調理を行わなければならない。 (5) 園は、園児の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。
15	子育ての支援	園における保護者に対する子育ての支援は、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、当該地域において必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行い、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めなければならない。

条	規定する項目	概 要
16	掲示	建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の掲示をしなければならない。
17	以下、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用 ※「条」欄の数字は、児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の条数	
4	条例で定める基準と幼保連携型認定こども園	園は、条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。また、条例で定める基準を超えて設備を有し、又は運営をしている園においては、条例で定める基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならない。
5	幼保連携型認定こども園の一般原則	園は、園児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重した運営を行い、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努め、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
9	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員は兼ねることができない。
	他の学校又は社会福祉施設の設備を兼ねるときの設備の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、設備の一部を他の学校又は社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については兼ねることができない。
10	園児を平等に取り扱う原則	園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用の負担の有無によって、差別的な取扱いをしてはならない。
12	業務継続計画の策定	園は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
19	秘密保持等	園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならず、園は、職員であった者が、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
20	苦情への対応	(1) 園児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。 (2) 県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

条	規定する項目	概 要
44	設備の基準	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を園舎の2階以上に設ける場合の要件を規定。
45	設備の基準の特例	満3歳以上の園児の給食について、園外で調理し、搬入する方法により行うことができる要件を規定。
49	保護者との連絡	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
	以下、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律で準用する学校保健安全法 ※「条」欄の数字は、学校保健安全法の条数	
27	学校安全計画の策定	園は、園児の安全の確保を図るため、当該園の施設及び設備の安全点検等、園における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。
	以下、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則で準用する学校保健安全法施行規則 ※「条」欄の数字は、学校保健安全法施行規則の条数	
29 -2	自動車の運行	(1) 園は、自動車を運行するときは、乗降車の際に子どもの所在を確認しなければならない。 (2) 園は、通園を目的とした自動車を運行するときは、車内の子どもの見落とし防止装置を備え、降車の際にこれを用いて子どもの所在の確認を行わなければならない。

※児童対象性暴力等の防止に関する規定は、令和8年12月25日に条例が施行予定のため、今回は認可基準としていない。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 1～6略

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12略

（教育及び保育の目標）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）及び義務教育学校（学校教育法第1条に規定する義務教育学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（設置者）

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体（公立大学法人を含む。第17条第1項において同じ。）、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第13条 都道府県(指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等。次項及び第25条において同じ。)は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水

準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数

二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3～5 略

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、その旨及び第4条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が同項の設置の認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により当該指定都市等が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（子ども・子育て支援法第62条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域（指定都市等の長が第1項の設置の認可を行う場合にあっては、同法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この項において同じ。）における特定教

育・保育施設の利用定員の総数（同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになることを認めるとき。

7 略

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。